

地域介護・福祉空間整備等交付金の活用イメージ

交付金活用の効果

商店街の空き店舗等を活用し、地域密着型の介護サービス拠点や地域交流スペースなどの高齢者福祉拠点、さらには他施策（医療・保健・福祉（児童、障害））とのコンパクトな複合拠点を整備することにより、高齢者が住み慣れた地域において健康で自立した生活を営むことができる生活環境づくりと商店街の活性化につながる。

地域介護・福祉空間整備等施設整備
交付金（ハード交付金）

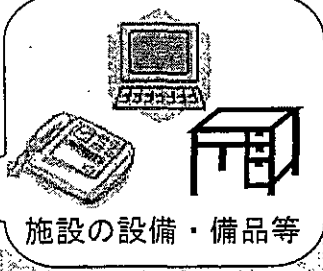
地域介護・福祉空間整備推進交付金
（ソフト交付金）

先進的事業支援特例交付金
（市町村提案事業；ハード交付金）

【認知症高齢者グループホーム】

【地域交流スペース】

商店街



- ・ハード交付金 @1,500万円 等
（認知症高齢者グループホーム
1か所あたり）等
- ・ソフト交付金 @300万円

- ・空き店舗改修
- ・店舗跡地（空き地）等での
新築が可能

- ・ハード交付金 @3,000万円
（地域交流スペース）
- ・ソフト交付金 @300万円

※一市町村内において、複数箇所での拠点整備が可能

地域介護・福祉空間整備等交付金の活用事例(鳥取県南部町)

概要

平成18年度 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
(市町村提案事業)

【交付額】 2,000万円

【整備拠点】 地域交流スペース

(拠点名称「在宅生活支援ハウス つどい」)

【活用施設】 団地敷地内の空き店舗を改修

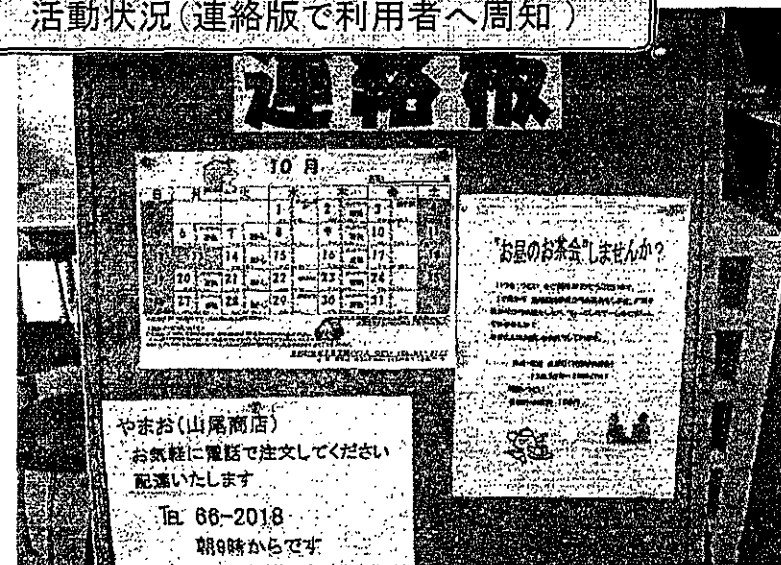
施設外観



活動風景(運動教室)



活動状況(連絡版で利用者へ周知)



【厚生労働省】

「太陽光発電の導入拡大のためのアクションプラン」

- 太陽光発電に関する累次の政府決定等を踏まえ、広く関係者の取組みを促すべく、当面の具体的な措置を明確化するもの。
 - ・ 太陽光発電の導入量を2020年に10倍、2030年に40倍（「低炭素社会づくり行動計画」）
 - ・ 家庭・企業・公共施設等への導入拡大（「安心実現のための緊急総合対策」）
- 道路、鉄道、港湾、空港などの公的施設の分野については国土交通省と、小・中学校、高校、大学等の教育施設の分野については文部科学省と、それぞれ連携して取り組むことを打ち出している。

【具体的内容】

(1) 供給サイド及び需要サイドの取組み

① 供給サイドの取組み

- －技術開発
- －太陽電池メーカーと住宅メーカーの連携（標準的施工ガイドライン）など

② 需要サイドの取組み

- －「次世代エネルギー・パーク」の整備・充実

<家庭分野>

- －住宅用太陽光補助金等を通じた飛躍的拡大 など

<企業分野>

- －中小企業による導入拡大
- －「メガソーラー」（大規模太陽光発電所）の建設促進 など

<公的施設分野>

- －道路、鉄道、港湾、空港などでの導入事例を基に具体的な情報提供を実施
- －施設所有者等と太陽光発電事業者の連携 など
- －公的支援の拡充

<教育機関>

- －小中学校、高校、大学等における太陽光発電の導入拡大
- －環境教育等での活用の促進（「モデル校」の認定） など

(2) 制度環境等の整備

- －規制的手法（「電気事業者による新エネルギー等利用促進法」（RPS法）の運用）などの制度環境

(3) 太陽光発電産業の基盤強化、国際競争力強化、国際展開の支援

【参考：既に導入・計画されている例】

道路：高速道路の法面



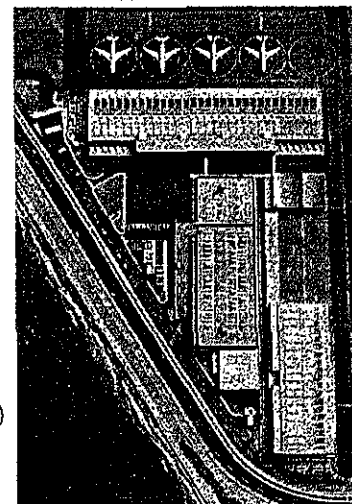
(大阪府・吹田市の千里万博公園) 200KW

鉄道：駅舎



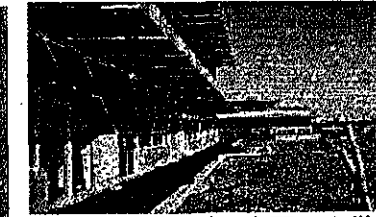
(神奈川県・川崎市の元住吉駅) 140KW

空港：貨物ターミナル(計画)



(羽田空港・国際貨物ターミナル) 2000KW ※完成イメージ

教育施設：校舎のひさし



(東京都・武蔵野市 大野田小学校) 21KW

臨海部：コンビナート地(計画)



(大阪府・シャープ堺工場) 18000KW ※完成イメージ

新エネルギー等事業者支援対策費補助金の概要

資源エネルギー庁新エネルギー対策課

1. 制度の概要

先進的な新エネルギー等の導入事業を行う事業者に対し、導入事業費の一部を補助する。なお、中小企業による新エネルギーの導入を促進するため、中小企業者が太陽光発電又は太陽熱利用を導入する場合、引き続き規模要件の緩和を行う。

(注1)中小企業者とは、中小企業基本法第2条の規定に定める中小企業者をいう。

2. 補助対象事業者

民間事業者

ただし、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」の補助対象となる法人、団体を除く。

3. 補助率 1/3以内

4. 予算額 平成21年度予定額:300.7億円

5. 実施スキーム[民間団体等(交付機関)は未定。]

国 → (補助) → 民間団体等 → (補助) 民間事業者

6. 補助対象設備 ([]内は、基本規模等要件)

太陽光発電[太陽電池出力50kW以上(中小企業者:10kW以上)]、風力発電[発電出力1,500kW以上]、太陽熱利用[集熱面積100㎡以上(中小企業者:20㎡以上)]、バイオマス発電[バイオマス依存率60%以上]、バイオマス熱利用[バイオマス依存率60%以上]、バイオマス燃料製造、雪氷熱利用、温度差エネルギー[熱供給能力6.28GJ/h]、水力発電[1千kW以下]、地熱発電[バイナリーサイクル発電方式に限る]、天然ガスコージェネレーション[発電出力10kW以上]、燃料電池[発電出力50kW以上]

7. 公募期間 平成21年4月頃(一ヶ月間程度)

8. 本制度へのお問い合わせ先

経済産業省 資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課

新エネルギー等事業者支援担当 : 岩崎、椎橋、滝沢

TEL : 03-3501-4031

地域新エネルギー等導入促進対策費補助金の概要

資源エネルギー庁新エネルギー対策課

1. 制度の概要

新エネルギー等の導入促進において、地方公共団体等や非営利民間団体が行う地域における先進的な取組みに対し、導入事業費の一部を補助する。また、地方公共団体と民間事業者が連携して行う新エネルギー等導入事業(太陽光発電に限る。)に対して、社会システム枠として当該導入事業費の一部を補助する。

(注1)導入事業の実施に先立ち新エネルギー等設備の設置による環境負荷削減効果(CO₂排出削減量等)についての定量的目標を設定するとともに、新エネルギー等の普及啓発事業等を行うことが必要。

2. 補助対象事業者

(1)一般枠

地方公共団体、地方公共団体の出資に係る法人(地方公共団体の出資比率が50%以上の場合に限る。)及び非営利民間団体(法人格を有するものに限る。)

(2)社会システム枠

地方公共団体及び民間事業者

(注2)社会システム枠は、民間事業者が行う地方公共団体の政策に位置づけられた取組みであって、当該事業への地方公共団体による財政的関与(補助金の交付、地方税の減免等)等があることが必要。

3. 補助率 1/2以内

4. 予算額 平成21年度予定額:62.6億円

5. 実施スキーム[民間団体等(交付機関)は未定。]

国 → (補助) → 民間団体等 → (補助) 地方公共団体、非営利民間団体

6. 補助対象設備([]内は、基本規模等要件)

太陽光発電[太陽電池出力10kW以上]、風力発電[発電出力500kW以上(非営利民間団体:規模要件なし)]、太陽熱利用[集熱面積100㎡以上(非営利民間団体:規模要件なし)]、バイオマス発電[バイオマス依存率60%以上]、バイオマス熱利用[バイオマス依存率60%以上]、バイオマス燃料製造、雪氷熱利用、温度差エネルギー[熱供給能力6.28GJ/h(非営利民間団体:規模要件なし)]、水力発電[1千kW以下]、地熱発電[バイナリーサイクル発電方式に限る]、天然ガスコージェネレーション[発電出力10kW以上(非営利民間団体:規模要件なし)]、燃料電池[発電出力50kW以上(非営利民間団体:規模要件なし)]

7. 公募期間 平成21年4月頃(一ヶ月間程度)

8. 本制度へのお問い合わせ先

経済産業省 資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課

地域新エネルギー等導入促進事業担当 : 滝沢、漆畑

TEL : 03-3501-4031

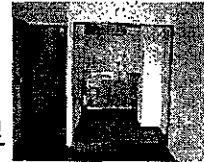
●高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案

〈予算関連法律案〉

高齢者の居住の安定の確保を一層推進するため、基本方針の拡充、都道府県による高齢者の居住の安定の確保に関する計画の策定、高齢者生活支援施設と一体となった高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進等の措置を講ずる。

背景

- 高齢化の進展(特に高齢単身世帯、要介護高齢者の増加)
- 住宅のバリアフリー化の立ち遅れ、生活支援サービス付住宅の不足



バリアフリー化されていない住宅の例

住宅施策と福祉施策の連携が必要

概要

○基本方針の拡充

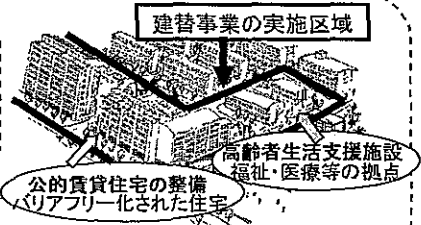
- ・国土交通大臣と厚生労働大臣が共同で策定し、老人ホーム、高齢者居宅生活支援体制等を追加

○高齢者居住安定確保計画の策定

- ・都道府県が高齢者向け賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標等を記載した計画を策定

- ・高齢者向け優良賃貸住宅と高齢者居宅生活支援施設(デイサービスセンター等)の整備の推進
- ・住宅のバリアフリー化の推進

地方住宅供給公社の活用



- ・公的賃貸住宅団地内の高齢者生活支援施設(デイサービスセンター、交流施設等)の整備の推進(予算)

公的賃貸住宅団地内の高齢者生活支援施設の整備

○高齢者生活支援施設と一体となった高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進

①整備・管理の弾力化

- ・高齢者居宅生活支援施設と合築した高齢者向け優良賃貸住宅を認知症グループホームとして賃貸可能

②高齢者生活支援施設への補助制度の創設(予算)

- ・高齢者向け優良賃貸住宅と一体的に整備される高齢者生活支援施設の整備の推進



高齢者生活支援施設

③税制優遇措置の拡充(税制)

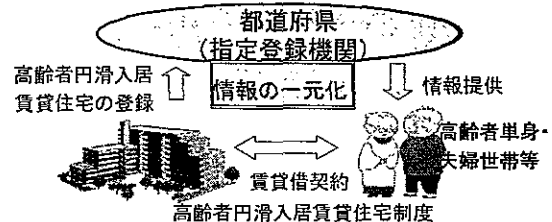
- ・高齢者居宅生活支援施設と合築した高齢者向け優良賃貸住宅への割増償却の拡充 等

○高齢者円滑入居賃貸住宅の制度改善

①登録基準の設定

- ・最低居住水準等の要件を満たすもののみ登録可能

②指導監督の強化



高齢者が安心して暮らし続けることができる住まいを確保

○ 認知症高齢者グループホームに関する調査結果について

(老健局計画課認知症・虐待防止対策推進室調べ)

平成20年10月1日現在における認知症高齢者グループホームの現状について、各都道府県を通じ市町村から報告のあったデータを取りまとめた結果は、次のとおりである。

1 指定事業所数	9,393 事業所
総ユニット数	15,604 ユニット
総定員数	138,431 人

(参考) 昨年度指定事業所数：9,026事業所 (平成19年10月1日現在)

2 法人種別×事業所数

法人種別	事業所数 (割合)	ユニット数 (平均)	定員数 (平均)	(参考) 昨年度指定事業所数
社会福祉法人	2,117 (22.5%)	3,221 (1.52)	28,494 (13.5)	1,990 (22.0%)
医療法人	1,695 (18.0%)	2,981 (1.76)	26,477 (15.6)	1,644 (18.2%)
株式会社	2,367 (25.2%)	4,387 (1.85)	39,145 (16.5)	2,130 (23.6%)
有限会社	2,585 (27.5%)	4,131 (1.60)	36,548 (14.1)	2,637 (29.2%)
NPO法人	488 (5.2%)	667 (1.37)	5,776 (11.8)	482 (5.3%)
その他	141 (1.5%)	217 (1.54)	1,906 (13.5)	143 (1.6%)
合計	9,393 (100%)	15,604 (1.66)	138,431 (14.7)	9,026 (100%)

(注) 昨年度指定事業所数は、平成19年10月1日現在

3 事業形態

(1) 単独・併設の別

形態	事業所数
単独型	6,171
併設型	3,222

(2) 併設施設の種別

施設種別	事業所数
特養	121
老健	214
医療	33
通所	805
認通	251
小規模	252
特養+老健	4
特養+通所	199

施設種別	事業所数
特養+通所+認通	44
特養+老健+通所	6
老健+通所	29
老健+医療	18
通所+医療	7
通所+認通	48
通所+小規模	264
その他	927
合計	3,222

注1 表中の「特養」は特別養護老人ホーム、「老健」は介護老人保健施設、「医療」は介護療養型医療施設、「通所」は通所介護、「小規模」は小規模多機能型居宅介護事業所、「認通」は認知症対応型通所介護を指す。

注2 「その他」は、ケアハウス、有料老人ホーム、養護老人ホームなどのほか、上記表中以外の組み合わせである。